

## (第16回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

### アフリカで「人権」概念について考える (2)

2026年6月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法)

アフリカの方と社会を考えるにあたっては「人権」という国際規範をどのように地域社会が扱っているかを考えることを避けて通れないという話を前回から始めている。

「人権」概念を翻訳可能な対象として、また翻訳可能なプロジェクトとして捉えることは、依然として新しい現象であり、その「翻訳者」たちは、そもそもどのようなギャップを埋めようとしているのだろうか？という問いかけがある。

1990年代から2000年代にかけて、人類学者は民族誌的研究および人類学理論の対象として人権に注目するようになった。MerryとLevitt(2017)によれば、「女性の人権思想」は各国の女性運動の中で生まれ、それらが国際人権システムに対し、女性の権利をより広範な人権枠組みの不可欠な一部として認めるよう働きかけた。これは、人権という概念が近年の対話を通じて形成されてきたことを示している。

「仲介者」によって「人権がいかんにして現地語化されるか」を検証する中で、MerryとLevitt(2017)は、「人権はいかんにして世界中を旅するのか？」という問いを投げかけつつ、世界の4つの都市においてNGOがいかんにして女性の人権に関する言説を現地語化しているかを探求している。NGOを重要なアクターと見なし、彼らは「土着化」を、「国際機関という普遍的な領域から『思想や実践』を抽出し」、それらを現地の価値観や慣行に合致する形へと適応させるプロセスと定義している。

LevittとMerry(2009)は、人権には「普遍的かつ国際的なオーラ」を帯びるという一般的な傾向があり、それは「普遍的な善というユートピア的な目標を喚起する」象徴として捉えることができると論じている。では、人権という概念は、いかんにして「権利に関する国際的合意のオーラによって正当化された」一種の法規範として、地域的な文脈において形成・確立されたのだろうか。もしこの移転がグローバルからローカルへの移行を示すのであれば、人権という概念は、「国際社会」という上空から、「ローカル」という下層へと降りてくるものなのだろうか。あるいは、人権を普遍的に見せているのは、単に「影響力のあるイデオロギー」(Crewe and Alexby, 2013)としてのその独特な特性に過ぎないのだろうか？国際的なイデオロギーと地域の法規範は、どのように関わりあっているのだろうか。

#### 参考文献

Crewe, E., Axelby, R. 2013. *Anthropology and development: culture, morality and politics in a globalised world*. Cambridge University Press.

Levitt, P. and Merry, S. E. 2009. *Vernacularization on the ground: local uses of global women's rights in Peru, China, India and the United States*

Merry, S. E. and Levitt, P. 2017. Chapter 9. The Vernacularization of Women's Human Rights. in Hopgood, S., Snyder, J., Vinjamuri, L. (Edited) 2017. Human Rights Futures. Cambridge University Press.

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA 受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。

また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院 (University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (<https://www.soas.ac.uk/>) (社会人類学博士課程) に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。